

# Sovereign GaiXer EULA（ソフトウェア利用許諾条件）

このソフトウェア利用許諾条件（以下「本 EULA」といいます。）は、株式会社 FIXER（以下「当社」といいます。）が、Sovereign GaiXer に係る筐体（以下「本筐体」といいます。）にプリインストールされている Sovereign GaiXer に係るソフトウェア（以下「本ソフトウェア」）の利用に係る条件を定めたものです。お客様（第 2 条に定義するものをいいます。）は、本製品を購入して本ソフトウェアを利用する（当社が別途認める場合を含む）に際して、本 EULA の内容を確認し同意する必要があります。なお、本ソフトウェアを起動させ、又は利用した時点で、お客様は本 EULA に同意したものとみなされます。

本ソフトウェアは、原則として法人・団体向けに提供されるものです。

## 第 1 条（適用範囲）

1. 本 EULA は、本ソフトウェアを利用される際に適用されます。
2. 本 EULA は、当社が別途定める販売約款、保守・サポート条件と併せて適用されます。これらの内容が矛盾する場合、ソフトウェアの利用条件、データの取扱い、クラウド LLM 機能の利用条件その他本ソフトウェアの利用に関する事項については本 EULA を優先し、売買条件、代金支払その他本製品の売買に関する事項については販売約款を優先します。

## 第 2 条（定義）

1. 「お客様」とは、本製品を購入し、本ソフトウェアを利用する法人または団体をいいます。
2. 「管理者」とは、お客様が本ソフトウェアの設定、運用、ユーザー管理等の権限を付与した者をいいます。
3. 「利用者」とは、お客様の役員、従業員その他お客様の管理下で本ソフトウェアを利用する者をいいます。

4. 「本製品」とは、本筐体と本ソフトウェアの総称をいいます。
5. 「外部サービス」とは、当社以外の者が提供するソフトウェア、システム、ネットワークその他のサービスをいいます。
6. 「ローカル LLM」とは、本筐体上で動作する大規模言語モデルをいいます。
7. 「クラウド LLM」とは、外部サービスとして提供される大規模言語モデルをいいます。
8. 「外部送信」とは、お客様データの全部または一部が外部サービスへ送信されることをいいます。

### 第3条（利用許諾）

1. 当社のお客様に対し、本 EULA の条件に従い、本筐体を使用する目的の範囲に限り、本ソフトウェアを利用することができる非独占的、譲渡不可、かつ再許諾不可の権利を許諾します。
2. 本ソフトウェアの利用許諾は、当社がお客様に対して本ソフトウェアの著作権等の知的財産権を移転するものではありません。
3. 本ソフトウェアは、原則として本製品（筐体）上での利用に限られます。

### 第4条（利用条件・管理者の責任）

1. お客様は、利用者のうち管理者を指定し、本ソフトウェアの設定、運用、利用者の管理、アクセス権の管理を適切に行うものとします。
2. 管理者権限により実行可能な操作（たとえば、外部アクセスへの設定、証明書・ネットワーク設定、初期化、監査ログ出力をいいますが、これらに限られません。）については、お客様は、自ら又は管理者をして、その必要性、適法性への適合を確認のうえ実施するものとします。また、お客様は、本ソフトウェアの利用に際して自己の規程が適用される場合、当該規程に従って、本ソフトウェアを利用するものとします。
3. お客様は、利用者による本ソフトウェアの利用について責任を負うものとします。

4. 管理者がクラウド LLM 機能を有効化する場合、お客様は外部送信の発生、利用上限、料金その他当該機能に関する条件をあらかじめ確認し、これに同意したものとみなします。お客様は、管理者による当該有効化が、お客様のために適法かつ有効に行われるよう、必要な権限付与および内部承認を行うものとします。

## 第5条（禁止事項）

1. お客様は、事前に当社が書面で承諾した場合を除き、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
  - ① 本ソフトウェアの全部または一部の複製、改変、翻案、派生物の作成その他本 EULA で許諾された範囲を超えた利用
  - ② 本ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、ソースコードの解析
  - ③ 本 EULA で明示がある場合を除き、本ソフトウェアの再販売、再許諾、貸与、譲渡、担保設定、第三者への提供
  - ④ 本ソフトウェアのセキュリティ機能、技術的保護手段、ライセンス制御の回避
  - ⑤ 法令または公序良俗に反する目的での利用
  - ⑥ 当社または第三者の法律上保護される権利を侵害し、又はそのおそれがある行為
  - ⑦ 本筐体若しくは本ソフトウェアに対して過度な負荷を与える行為、又は本ソフトウェアの運用を妨害する行為
  - ⑧ 前各号に準じた行為であって、当社が不適切であると判断したもの
2. 当社は、お客様が前項各号の一に該当すると判断した場合、当該お客様に対する本ソフトウェアの利用許諾を取り消すことができるものとします。本ソフトウェアの利用許諾を取り消したことによってお客様が損害を被ったときであっても、当社は、当社の故意又は重過失によるときを除き、当該損害を賠償しないものとします。

## 第6条（利用者による利用）

1. お客様は、自己の業務の遂行のために必要な範囲で、自己の責任と費用負担に基づき、利用者に本ソフトウェアを利用させることができます。
2. 前項の場合、お客様は、利用者に本 EULA と同等の義務を課すものとし、当該利用者が当該義務に違反したときは、お客様の故意又は過失を問わず、その責任を負うものとします。
3. お客様は、利用者以外の第三者に本ソフトウェアを利用させることを希望する場合、自己の業務の遂行のために必要な範囲で、委託先（業務受託者）に本ソフトウェアを利用させることができます。この場合、お客様は委託先に本 EULA と同等の義務を課し、その遵守について責任を負うものとします。
4. 前項に定める場合を除き、お客様が利用者以外の第三者に本ソフトウェアを利用させることを希望する場合、事前に当社と協議し、当社が承諾した条件に従うものとします。

## 第7条（データの取扱い）

1. お客様は、本ソフトウェアを通じて入力し、又は保存するファイル、テキスト、メタデータ等（以下「お客様データ」といいます。）について、単独で管理責任を負うものとします。
2. お客様データは、原則として本筐体内に保存されます。ただし、お客様がクラウド LLM 機能その他外部サービスとの連携機能を有効化する場合には、第8条に定めるところにより外部サービスへの送信が生じることがあります。この場合、お客様は、当該外部サービス上のデータの管理責任を負うものとします。
3. お客様は、自らの責任と費用負担に基づき、お客様データのバックアップを取るものとします。
4. 当社は、お客様データの内容について閲覧し、又は監視する義務を負いません。

## 第 8 条（クラウド LLM 機能・外部送信）

1. 本ソフトウェアは、本筐体上で動作するローカル LLM の利用を基本とします。ローカル LLM 機能を利用する場合、お客様データは本筐体外に送信されません。クラウド LLM 機能は、管理者がお客様の判断により任意で有効化する追加機能です。
2. 管理者がクラウド LLM 等の外部サービスの利用を有効化した場合、お客様データ又はその一部が回答生成その他当該機能の提供に必要な範囲で、当社が利用する外部サービスに送信されます。送信され得る情報には、入力プロンプト、チャットにおける会話履歴、添付ファイルの内容、参照対象として選択されたドキュメントの内容、その他関連するメタデータが含まれる場合があります。実際に送信されるデータの範囲は、利用するモデル、機能設定および利用方法により異なります。
3. お客様は、自己の責任においてクラウド LLM 機能の有効化を行う権限を管理者に付与するものとし、管理者が当該権限に基づき有効化を行った場合、お客様は前項に定める外部送信が発生することを理解し、これに同意したものとみなされます。
4. クラウド LLM 機能で利用可能なモデル、外部サービスの種類その他の仕様は、当社所定の方法により別途提示する内容に従うものとします。これらは、外部サービス提供事業者の都合、法令対応、セキュリティ対応その他の理由により、追加、変更または終了される場合があります。
5. 前項の変更のうち、軽微な追加若しくは廃止、性能改善またはセキュリティ対応その他お客様に重大な不利益を及ぼさない変更については、当社は事前または事後に通知することにより適用できるものとします。外部送信範囲の拡大、利用料金の変更その他お客様に重大な影響を及ぼす変更を行う場合、当社は事前に通知し、必要に応じて合理的な方法によりお客様の同意を取得します。
6. クラウド LLM 機能の利用回数その他の利用上限、無償利用枠の有無および内容、有料プランの内容、利用料金ならびに利用回数の計測方法は、当社が別途提示する料金表、申込書、注文書、サービスサイト等に定めるとこ

るによります。異なるモデルを利用した場合であっても、当社が別途定める基準に従い、利用回数を合算して計測することがあります。

7. クラウド LLM 機能は外部サービスに依存するため、当該外部サービスの障害、停止、遅延、仕様変更または終了により利用できない場合があります。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、外部サービスの障害等に起因してクラウド LLM 機能が利用できないことについて責任を負わず、復旧時期を保証せず、代替手段の提供義務を負いません。
8. 前各項に定める外部送信または、外部サービスの利用に起因してお客様または第三者に損害が生じた場合、当社は本ソフトウェアの不具合に起因する場合を除き、お客様が責任を負うものとします。

## 第 9 条（アップデート・機能変更）

1. 当社は、本ソフトウェアの不具合修正、セキュリティ改善、機能追加等の目的で、アップデートを無償で提供することがあります。ただし、当社は、アップデートを提供する義務を負うものではありません。
2. アップデートの提供方法、適用方法その他の詳細については、当社が別途定める保守・サポート条件に従うものとします。
3. 当社は、法令に対応する必要がある場合、セキュリティ上必要な場合その他当社が必要であると判断した場合、合理的な範囲で本ソフトウェアの機能又は仕様を変更することがあります。
4. お客様は、本ソフトウェアを通じて提供されるローカル LLM 及びクラウド LLM 機能の全部又は一部が、第 8 条に従い変更される可能性があることをあらかじめ了承するものとします。

## 第 10 条（OSS・第三者ソフトウェア）

1. 本ソフトウェアには、オープンソースソフトウェア又は第三者が権利を有するソフトウェア（以下、総称して「OSS」といいます。）が含まれる場合があります。当社は、本ソフトウェアに含まれる OSS のライセンス情報を当社のウェブサイトにおいて開示します。

2. OSS に適用されるライセンス条件と本 EULA の内容が矛盾する場合、当該 OSS については OSS のライセンス条件が優先するものとします。

## 第 11 条（非保証）

1. 当社は、本ソフトウェアがエラーなく動作すること、特定目的に適合すること、第三者権利を侵害しないこと等を含め、いかなる保証も行いません。ただし、当社が別途書面で明示する保守・サポート条件がある場合は、当該条件の範囲で対応します。
2. 当社は本ソフトウェアを現状有姿で提供するものであり、本ソフトウェアに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、有用性、特定の目的への適合性、利用者が期待する機能、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグが存在しないこと、権利侵害、利用者による本ソフトウェアの利用が利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること等を含むが、これらに限られない。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。
3. 当社は、本ソフトウェアについて本筐体以外での動作を保証しません。
4. 当社は前項の不具合が生じた場合プログラムの修正等により、当該不具合が解消されることを保証しません。

## 第 12 条（AI 出力に関する免責）

1. 本ソフトウェアによる出力（ローカル LLM およびクラウド LLM 機能による生成物を含みます。）は、参考情報として提供されるものであり、お客様の判断に代わるものではありません。
2. お客様は、本ソフトウェアによる出力の正確性、完全性、適法性および特定目的への適合性を自らの責任において確認し、出力結果の利用について責任を負うものとします。
3. 当社は、本ソフトウェアによる出力に起因してお客様または第三者に生じた損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。

## 第 13 条（責任制限）

1. 当社が本 EULA に関連してお客様に損害を与えた場合、当社は、お客様が現実に被った通常かつ直接の損害に限り、損害を賠償するものとします。
2. 前項の場合における当社の損害賠償の累計総額は、損害の原因となった本製品についてお客様が本製品について支払った対価の総額とします。
3. 当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、付随的損害、データの消失、業務の中断その他これらに類する損害について責任を負いません。
4. 前三項の規定は、当社の故意又は重過失による場合には適用されません。

## 第 14 条（契約解除・利用停止）

1. お客様が本 EULA に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該催告をされてから 30 日以内に、違反が是正されないときは、当社は本 EULA に基づく利用許諾を停止または終了することができます。
2. 当社は、お客様に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの通知催告なく、直ちに利用許諾を停止または終了することができます。
  - ① 本 EULA の履行において重大な違反又は背信行為があったとき
  - ② 債務の全部若しくは一部の履行が不能であるとき、又は相手方がその債務の全部若しくは一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - ③ 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
  - ④ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - ⑤ 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
  - ⑥ 第三者から差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売、又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続があったとき

- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき、又は債務整理の通知がされたとき
  - ⑧ 事業を廃止したとき
  - ⑨ その他本 EULA を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前二項に基づく解除権の行使は、解除権を行使した当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
  4. 利用許諾が終了した場合、お客様は本ソフトウェアの利用を停止し、当社の指示がある場合、お客様は合理的な範囲で削除等を実施し、当社は合理的な範囲で手順の案内に協力します。

## 第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および当社は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当する反社会的勢力との関係を有することが認められる場合は、何らの催告を要せず、直ちに本 EULA を解除することができます。
  - ① 反社会的勢力が相手方を実質的に支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力に対する資金の提供、便宜の供与その他反社会的勢力の維持運営への協力にあたる活動を行っているとき
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用したとき
  - ④ 相手方の役員またはその経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき
2. お客様および当社は、相手方が自らまたは第三者をして次の各号に掲げる行為をしたときは、何らの催告を要せず、直ちに本 EULA を解除することができます。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的に許容される範囲を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引の際に脅迫的な言動または暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為
  - ⑤ 前各号に準じる行為
3. お客様および当社は、自らが反社会的勢力に該当せず、第1項各号に定める事由に該当する反社会的勢力との関係を有さないことを表明および保証し、将来にわたって同様であることを確約します。
  4. 本条に基づき本 EULA を解除した当事者は、解除された当事者に損害が生じたとしても、何らの責任を負いません。
  5. 前項の場合において、解除した当事者は、自己に損害が生じたときは、解除された当事者に対して損害賠償を請求することができます。

## 第 16 条（不可抗力）

1. 戦争、暴動、内乱、天災地変、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本 EULA の履行ができない場合には、当社は、当該債務不履行について責任を負いません。

## 第 17 条（変更）

1. 当社は、本 EULA を変更することがあります。
2. 当社は、本 EULA を変更した場合、当社所定の方法により変更後の内容を公表します。
3. お客様が本ソフトウェアのアップデートを適用する際に、変更後の本 EULA の内容を確認し同意した場合、当該時点から変更後の本 EULA が適用されます。
4. お客様が変更後の本 EULA に同意しない場合、お客様は当該アップデートを適用することができません。この場合、アップデートが適用されないことにより生じる不具合、セキュリティ上の問題その他の不利益について、当社は責任を負いません。

5. クラウド LLM 機能に関する外部送信範囲の拡大、利用料金の変更その他お客様に重大な影響を及ぼす変更については、前各項にかかわらず、第 8 条の定めに従うものとします。

## 第 18 条（存続条項）

1. 本 EULA の終了後も、第 5 条（禁止事項）、第 7 条（データの取扱い）、第 8 条（クラウド LLM 機能・外部送信）のうち性質上存続すべき規定、第 10 条（OSS・第三者ソフトウェア）、第 11 条（非保証）、第 12 条（AI 出力に関する免責）、第 13 条（責任制限）、第 14 条第 4 項、第 19 条（準拠法・管轄）の規定は、なお有効に存続するものとします。

## 第 19 条（準拠法・管轄）

1. 本 EULA は日本法に準拠し、本 EULA に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付則

制定：2026 年 3 月 23 日

以上